

委第2号議案

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年桶川市条例第4号）第2条に定める議員報酬の支給に当たっては、その議員報酬の月額から、その議員報酬の月額に、100分の10を乗じて得た額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月17日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐藤 洋

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症による市民生活等への影響を鑑み、議会の議員の議員報酬を特例として減額したいので、この案を提出するものである。

委第2号議案参考資料

議 案 名

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症による市民生活等への影響を鑑み、議会の議員の議員報酬を特例として減額したいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

議会の議員の議員報酬月額について、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間、100分の10を減じる割合とした減額措置を行う。

3 施行期日

令和2年7月1日

議会の議員の議員報酬減額

1 減額の期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの 3 か月間

2 減額の内容

【議員報酬】

区 分	月額（減額前）	月額（減額後）	差 額	削減率	年間影響額
議 長	437,000 円	393,300 円	▲43,700 円	10%	▲131,100 円
副議長	384,000 円	345,600 円	▲38,400 円		▲115,200 円
常任委員会 委員長	368,000 円	331,200 円	▲36,800 円		▲110,400 円
議会運営委員会 委員長	368,000 円	331,200 円	▲36,800 円		▲110,400 円
議 員	358,000 円	322,200 円	▲35,800 円		▲107,400 円
全議員合計※	6,947,000 円	6,252,300 円	▲694,700 円	10%	▲2,084,100 円

※ 議長、副議長、常任委員会委員長 3 人、議会運営委員会委員長、議員 13 人の合計 19 人